公益財団法人 日本医療機能評価機構

医療事故情報収集等事業
医療安全情報

No.135　2018年2月

「スタンバイ」にした人工呼吸器の開始忘れ（第2報）

「『スタンバイ』にした人工呼吸器の開始忘れ」を医療安全情報No.37（2009年12月）で取り上げました。その後、類似の事例が7件報告されていますので再度情報提供します（集計期間:2009年11月1日～2017年12月31日）。この情報は、第50回報告書「再発･類似事例の分析」の内容をもとに作成しました。

人工呼吸器を「スタンバイ」の状態で患者に装着し、換気を開始しなかった事例が再び報告されています。

「スタンバイ」にした状況	件数
患者の移動	3
気管吸引	3
不明	1

人工呼吸器装着後の確認の一例

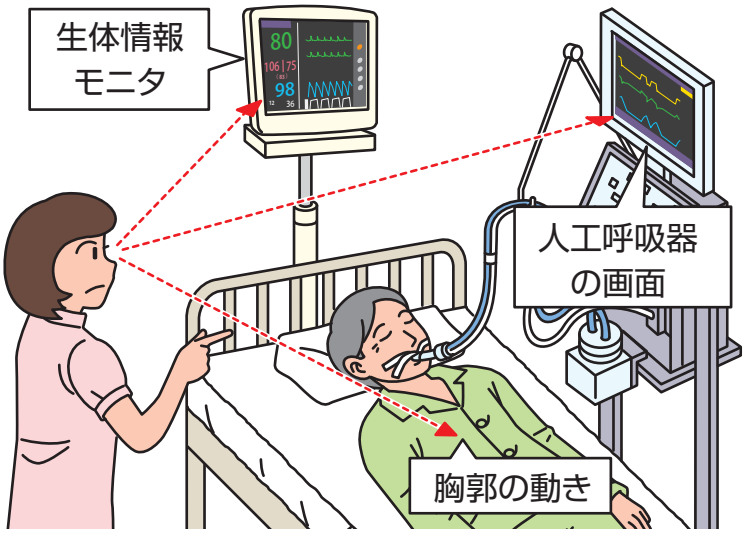

◆「スタンバイ」の状態では、換気が行われていません。

医療事故情報収集等事業

医療事故情報収集等事業
医療
安全情報

No.135　2018年2月

「スタンバイ」にした人工呼吸器の開始忘れ（第2報）

事例 1

CT検査のため人工呼吸器からジャクソンリースに変更した際に、担当医は人工呼吸器をスタンバイの状態にした。帰室後、他の医師、看護師は患者に人工呼吸器を装着したが、スタンバイの状態になっていることに気付かなかった。約4分後、患者は心肺停止になった。

事例 2

医師と看護師で人工呼吸器をスタンバイの状態にして気管吸引を行った後、人工呼吸器を装着した。その際、医師、看護師ともに相手がスタンバイの状態を解除したと思い、人工呼吸器が作動しているか確認しなかった。約10分後、患者は徐脈、低血圧になった。昇圧剤の投与中に人工呼吸器がスタンバイの状態になっていることに気付いた。

事例が発生した医療機関の取り組み

- 人工呼吸器装着後は、胸郭の動きや人工呼吸器の画面を見て換気されていることを確認する。
- 気管吸引時には、人工呼吸器をスタンバイの状態にしない。

厚生労働省が発出した医薬発248号「生命維持装置である人工呼吸器に関する医療事故防止対策について」（平成13年3月）には、生体情報モニター（パルスオキシメータやカプノメータ）の併用等について記載されています。

http://www.pmda.go.jp/files/000144806.pdf

※この医療安全情報は、医療事故情報収集等事業（厚生労働省補助事業）において収集された事例をもとに、本事業の一環として総合評価部会の専門家の意見に基づき、医療事故の発生予防、再発防止のために作成されたものです。本事業の趣旨等の詳細については、本事業ホームページをご覧ください。http://www.med-safe.jp/

※この情報の作成にあたり、作成時における正確性については万全を期しておりますが、その内容を将来にわたり保証するものではありません。

※この情報は、医療従事者の裁量を制限したり、医療従事者に義務や責任を課す目的で作成されたものではありません。

公益財団法人 日本医療機能評価機構　医療事故防止事業部
〒101-0061　東京都千代田区神田三崎町1-4-17　東洋ビル
電話：03-5217-0252（直通）　FAX：03-5217-0253（直通）
http://www.med-safe.jp/